

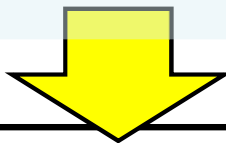
「鉄筋コンクリート造天守等の老朽化への対応について」に関する議論の経緯①

- 史跡等に建てられたRC造天守は、復元基準上、「復元」には合致しないが、従来果たしてきた役割を踏まえつつ、RC造天守等の老朽化への対応を行う場合(※)について、その老朽化への対応と在り方について検討

※ 新たに木造 となった場合には、「天守等の復元の在り方について(取りまとめ)」(令和元年8月)(史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ)を参照し、整備の検討・実施を行うこと

RC造天守の老朽化とその対策状況

- 国指定史跡の近世城郭において建てられたRC天守は、再現度合や建築経緯に違いがあるが、いずれも建築後50年を超過
- 耐震強度が不足していること等も踏まえ、一部の天守においては、コンクリート部分の再アルカリ化や構造補強等を実施
- その他のRC造天守等においても同様に、今後、老朽化対策の検討が進むことが想定される



今後のRC造天守等の老朽化対策とその在り方について

- 老朽化対策が適切に行われれば、相当年数長寿命化を実現することは不可能ではないと考えられるが、効果的に長寿命化していくためには、**老朽化への対策後においても、不断のモニタリングを実施するほか、定期的にきめ細かいメンテナンスを行うことが重要**

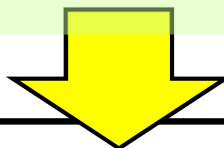
既存のRC造天守が果たしてきた役割

— 往時の姿を伝える機能 —

- 史跡等の往時の姿を今に伝え、その本質的な価値を正しく理解していくうえで一定の役割

— その他の価値・機能 —

- 近世城郭の保存活用計画等では、「博物館」、「観光施設」の機能や「景観」を構成する機能などが示されている
- 天守自体が国の登録有形文化財(建造物)として評価されているものもある



今後のRC造天守等の老朽化対策とその在り方について

- これまで、RC造天守等は保存活用計画や整備計画等であまり触れられてこなかったが、老朽化対策を行い、継続的に維持する場合には、**史跡等の保存活用計画や整備計画等に、史跡との関係での役割(史跡の価値の理解を促進する役割など)やその役割を果たすための活用手法等を明確に記載し、史跡の保存・活用の文脈でも可能な限り効果的な位置づけを行っていくことが重要**
- その際、RC造天守等は、「復元」には合致しない建造物である一方、史跡等の価値の理解に関わり得るものであるため、**「天守等復元の在り方について(取りまとめ)」に記載された手順や留意事項の要請を踏まえつつ、不明確な部分や本来の往時の姿を明示するなど、適切な整備を行い、史跡等の本質的価値の理解促進に繋げていくことが重要**

(参考) 史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準

I. 復元に関する規定

復元を行う場合の基準

➤ 基本的な考え方、技術的事項(忠実性)、復元後の管理・防災 等

※防火対策は、「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」に基づいて対策を講じること

II. 復元的整備に関する規定

1. 定義

復元的整備とは、

ア. 史跡等の利活用の観点等から、規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現することで、史跡等全体の保存・活用を推進する行為

イ. 学術的な調査を尽くしても史資料が十分に揃わない場合に、一部が往時の歴史的建造物の規模、材料、内部・外部の意匠・構造等とは異なる姿で再現することで、史跡等全体の保存・活用を推進する行為

2. 基準

(1) 手順及び(2) 留意事項を遵守しながら行うほか、復元と同様防火対策等を徹底

(1) 手順

史跡等の本質的な価値の理解促進を含む復元的整備の目的及び効果が合理的かつ史跡全体の保存・活用に寄与するものであり、それらが明確に保存活用計画等に示されていること

(2) 留意事項

往時の意匠・構造が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した部分については、その旨を明示すること